（別紙４）

第　回変更用

建築士法第２２条の３の３に定める記載事項に係る変更事項

　　　　　年　　月　　日付で登別市（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）との間で契約締結した委託等名　　　　　　　　　　　　における（別紙１）建築士法第２２条の３の３に定める記載事項の一部を次のように変更するため、建築士法第２２条の３の３第２項により甲乙両者が記名押印のうえ相互に交付する。

変更事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更する記載事項  が該当する条項 | 変更前 | 変更後 |
| 第　条第　項第　号 |  |  |

※１　設計若しくは工事監理に従事することとなる建築士又は設計若しくは工事監理の一部を再委託した場合における受託者の変更には、変更後の建築士に係る再受託者の設計事務所登録の資格証、建築士資格の資格証及び経歴書を添付すること。

※２　※１に係る変更は、別冊仕様書に記載されている主任技術者等の要件を満たすこと。

※３　その他発注者が必要と認める書面の提出を求めた場合は、提出のこと。

　　年　　月　　日

住　　　所　登別市中央町６丁目１１番地

甲

氏　　　名　　　　　　　　　　　　　印

住　　　所

乙　氏　　　名

　　及び代表者　　　　　　　　　　　　　印